

国立国語研究所における海外から招へいする客員教員に関する規程

平成22年10月18日

国語研規程第54号

改正 平成24年 4月20日

改正 平成27年 3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所客員教員規程（以下「客員教員規程」という。）第2条第2項に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）に置く、海外から招へいする1日7時間45分、週5日勤務の客員教員（以下、「外国人客員教員」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究所の外国人客員教員は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第3条第1項第3号に準じて雇用し、客員教員規程第2条に掲げる業務に従事する者とする。

2 外国人客員教員は、客員教授または客員准教授と称する。

3 契約職員就業規則のうち、第7条第2項(定年年齢)、第13条(給与の種類)、第14条(基本給)、第15条(住居手当)、第18条(期末手当及び勤勉手当)、第19条(給与の支給)及び第21条(退職手当)は適用しない。

(選考及び資格等)

第3条 選考及び資格等については、客員教員規程第3条及び第4条に準ずる。

(契約期間)

第4条 外国人客員教員の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とし、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(給与)

第5条 外国人客員教員の給与は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第2項第5号に基づいて決定する。

2 外国人客員教員の給与は、給与規程第4条第1項に基づいて支払うこととする。

(通知)

第6条 外国人客員教員として採用する場合には、契約職員就業規則第9条に基づき、「雇用契約書」を交付して本人に通知するものとする。

(兼業)

第7条 外国人客員教員の兼業は、国立国語研究所職員の兼業に関する規程に基づいて許可することとし、勤務の割り振りを実施する。

2 勤務の割り振りについては、別に定める。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、外国人客員教員に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。